

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当組合においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による状況を鑑み、次のとおり対応させていただいております。

なお、対応内容について変更等がある場合は、随時、当組合のホームページでお知らせいたします。

1 共済金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症は疾病に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とされた入院は、疾病（病気）入院共済金のお支払い対象となります。

なお、検査の結果「陽性」と判断されたか否かに関わらず、医師の指示で入院している場合（*1）も、疾病（病気）入院共済金（*2）のお支払い対象となります。

また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合、死亡共済金のお支払い対象となります。ただし、傷害（不慮の事故）死亡共済金のお支払対象ではありません。

詳細につきましては、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

（*1）検査の結果「陽性」と判断された場合のみ、自宅療養、指定された宿泊施設も含めます。

（*2）ご契約内容（共済契約の型）により、入院共済金のお支払いに、所定の入院日数が必要な場合があります。

2 コープ共済や団体総合生活保険（個人賠償責任補償、傷害補償等）、自然災害補償付火災保険等にご加入いただいている方につきましては、下記のリンクについてもご確認をお願いいたします。

「CO・OP共済 ご加入の方」新型コロナウイルス感染症に関するご案内

（こちらをクリックしてください⇒）<http://coopkyosai.coop/coronavirus/index.html>

「東京海上日動 団体総合生活保険（個人賠償責任補償・携行品補償・傷害補償）、自然災害補償付火災保険 ご加入の方」新型コロナウイルス感染症に関する商品・特別措置等のご案内

（こちらをクリックしてください⇒）https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/200302_01.html

令和3年1月
神戸市民生活協同組合
フリーダイヤル：0120-81-9431